

# 告示

## 埼玉県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 稔	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	井上 圀男	同 原井百番地
同	岩崎 亘夫	同 飯塚四百二十四番地
同	森 新一	同 弥藤吾二千四百九番地一
同	田野 雅己	同 男沼二十番地
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 宏治	同 飯塚八百十一番地
同	小林 七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	馬場 初男	同 上江袋九百七十二番地
同	長島 秀夫	同 同 二十八番地
同	長谷川 忠一	同 弥藤吾千八百一番地
同	坂本 辰夫	同 上江袋千二百七十九番地二
同	内田 昭芳	同 飯塚九百五十五番地一
同	小林 徳司	同 市ノ坪七十五番地二
同	井上 秀男	同 飯塚千八百七十番地
同	田口 政雄	同 永井太田千三百八十五番地二
同	福島 貞夫	同 飯塚千五百九十一番地
同	大澤 充	同 深谷市堀米百五十六番地一
監事	井田 文雄	同 熊谷市弥藤吾千四百八十三番地一
同	川田 光治	同 上江袋千三百四十二番地
同	田沼 寛央	同 永井太田四百十六番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事	吉田	榎	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地
同	吉場	巧一	同 飯塚七百九十五番地一
同	井上	圀男	同 原井百番地
同	岩崎	亘夫	同 飯塚四百二十四番地
同	柴崎	泰造	同 市ノ坪四百六十八番地二
同	鈴木	正男	同 道ヶ谷戸二百二十九番地二
同	鈴木	宏治	同 飯塚八百十一番地
同	堀越	利雄	同 弥藤吾二千二十五番地
同	鹿島	茂雄	同 上江袋百九十番地
同	永島	紀男	同 七百二十一番地一
同	田沼	貞夫	同 永井太田千三百十五番地一
同	森	新一	同 弥藤吾二千四百九番地一
同	田野	雅己	同 男沼二十番地一
同	坂本	政明	同 上江袋千三百十五番地
同	小沼	浩之	同 下増田七十九番地
同	塚田	峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木	進	同 飯塚千七百九十九番地
同	大岡	博	同 八木田百六十九番地
同	小林	七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	須藤	正之	同 深谷市堀米百九十七番地
監事	井田	文雄	同 熊谷市弥藤吾千四百八十三番地一
同	井上	重幸	同 飯塚千八百五十一番地
同	川田	光治	同 上江袋千三百四十二番地